勝田　正巳　猿渡　清昭　高橋　製司
田中　進　土屋　久　寺下　壽嗣
中原　康雄　**廣**田　守利　山口　高臣
従六位に叙する（各通）
山口　忠芳　増田　広
正七位に叙する（以上四月十七日）
岩倉　博文　戸井　一喜
正五位に叙する（各通）
植村　敏秀　木戸　勇　鈴木　驍
従五位に叙する（各通）
桐原　雅夫　沢田　政義　照屋　秀信
冨田　蠡　山本　節三
正六位に叙する（各通）
飯嶋　雅夫　石井　道夫　卯木　郁朗
榊　眞一郎　柴原　裕　鈴木　泰男
田畑　省三　七海　忠博
（福島県警部補）
西川　利之　橋本　敏春　吉田　春彦
従六位に叙する（各通）（以上四月十八日）
（金沢大学名誉教授）　松本　克巳
正四位に叙する
杉山　一郎
正五位に叙する
相澤　武　佐藤　嘉明
従五位に叙する（各通）
石村　正彦　植村　諒　清水　玲子
堀内直次郎　松原　新一　村山　次雄
正六位に叙する（各通）
大平　恵一　岡田　久樹　小栗　洋介
加茂　諸一　菊池　勝義　中井　吉郎
森田才二郎　吉成　栄一
従六位に叙する（各通）
（北海道警視）　中野　徳明
正七位に叙する（各通）（以上四月十九日）
八柳　和夫　岩崎　貴郎
原田　敏雄
従五位に叙する
櫃尾　政喜　梶井　貢　榊原　光弘
正六位に叙する（各通）
佐藤　登　谷口　三祥　日高　國治
日高　貢　細山田國男　宮本岩太郎
村上　宏司　渡邊　春夫
従六位に叙する（各通）

淺野　禎夫　淺野三樹男
中村　至孝　新妻　八郎
正七位に叙する（各通）（以上四月二十日）
岩井　國臣
正四位に叙する
従五位に叙する
大福　洋雄
正六位に叙する（以上四月二十一日）
原田　岸雄
従五位に叙する
宮本眞津夫
正七位に叙する
皆川　浩平
従七位に叙する（以上四月二十二日）
鬼頭　勇次
磯貝賢次郎
正六位に叙する（四月二十三日）
○叙勲
中山　博司
旭日小綬章を授ける
畑山　傳一
旭日単光章を授ける（以上四月十七日）
岩倉　博文
旭日小綬章を授ける
大塚　桂三
旭日単光章を授ける（以上四月十八日）
千海　啓市
旭日単光章を授ける（四月二十日）
田中　進　土屋　久　寺下　壽嗣
廣田　守利　水野　幹夫
瑞宝双光章を授ける（各通）
梅津　安弘　林　茂夫　山口　高臣
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月十七日）
鈴木　泰男　田畑　省三　山本　節三
瑞宝双光章を授ける（各通）
石井　道夫
七海　忠博
（福島県警部補）
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月十八日）
相澤　武　石村　正彦　大平　恵一
菊池　勝義　清水　玲子　中井　吉郎
村山　次雄　吉成　栄一
瑞宝双光章を授ける（各通）

（北海道警視）　岩崎　貴郎
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月十九日）
小野　紀悦
瑞宝双光章を授ける（各通）
櫃尾　政喜　梶井　貢
佐藤　登　渡邊　春夫
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月二十日）
淺野　禎夫　塚水　秀章　中神　誠一
瑞宝双光章を授ける（四月二十一日）
大福　洋雄
瑞宝単光章を授ける（四月二十二日）
鬼頭　勇次
瑞宝双光章を授ける（四月二十三日）
磯貝賢次郎
瑞宝単光章を授ける（四月二十七日）
白川　庄治

皇室事項

行幸

天皇陛下は、埼玉県において開催された第七十五回全国植樹祭に御臨場、併せて地方事情を御視察のため、五月二十四日午前九時五十分御出門、同県へ行幸、同月二十五日午後六時三十二分還幸になった。

なお、皇后陛下の行啓は、取りやめとなった。

御祝電

天皇陛下は、アゼルバイジャンの独立記念日につき、五月二十七日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、エチオピアの国祭日につき、五月二十七日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

水防活動用洪水予報及び警報の開始について

埼玉県知事と水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十一条第二項の規定による協議が整ったので、気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十四条の二第三項の規定により、洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報を次のとおり実施します。

令和七年五月二十九日

気象庁長官　野村　竜一

一　水防活動用洪水予報及び警報を行う河川、当該河川に係る水位又は流量の予報に関する基準地点並びに担当官署及び共同実施機関

水系名	河川名	区間		基準地点	担当官署及び共同実施機関
		上流端	下流端		
荒川水系	入間川（入間川中流部）	左岸 狭山市広瀬一丁目一八地先（広瀬橋上流端） 右岸 狭山市鵜ノ木（広瀬橋上流端）	左岸 川越市的場一一二七地先（入間川橋上流端） 右岸 川越市池辺一九六九地先（入間川橋上流端）	新富士見橋水位観測所	熊谷地方気象台 埼玉県県土整備部河川砂防課

二　開始期日　令和七年五月二十九日十三時

近畿地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年五月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年五月二十九日

近畿地方整備局長　長谷川朋弘